

第 8 回農業委員会議事録

- 日 時 平成 29 年 8 月 28 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
- 会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室
- 出席者 委 員 ・日高憲治・谷上政広・海江田兼光・前平正美・坂元芳郎
・徳弘孝一・日高和代・岡元輝信・松元秀明・上村正行
事務局 ・橋口・阪元
- 議 題 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 32 号 農用地利用集積計画承認の件（利用権移転・利用権設定関係）
- 議 題 議案第 33 号 農業振興地域整備計画の変更同意の件
- その他

	て、挨拶を受けたのですが、第二の人生を綾町で有機農業をやりたいという事で来られております。
会 長	この△△△さんという人はもう綾に来ているのですか？
町 長	いや。まだ阿蘇にいます。
事務局	阿蘇なのですけど、実は、この農地とは別に宅地と山林も別を買われています。で、宅地の部分に家を建てたいという事で、とりあえず農業委員会には農地だけの申請をあげております。
町 長	宅地はいくらぐらい？
事務局	宅地は、984 m ² ぐらいです。
徳弘委員	尾立にですか？
町 長	尾立にあるのですよ。▲▲▲さんがいた。それが、壊さないといけないのです。
徳弘委員	壊して、また新築で。
松元委員	経験者ですか？全くの素人ですか？
事務局	阿蘇の方で、少しされていたみたいです。
町 長	どうしても綾がいいという事で来られたのですよ。
海江田委員	素人で、この面積を管理出来るのかなと思って。
町 長	この事、〇〇〇さんは知っているのだよね。
事務局	はい。
町 長	あの人が指導するのかな。

海江田委員 事務局	生前贈与の税金は大丈夫ですか？ はい。ちゃんと指導をしています。																																																																				
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>																																																																				
事務局	<p>3 番 (譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字岩下・・・ 田 962 m² //</p>	//		田	962 m ²	//	梅藪	田	393 m ²	//		田	54 m ²	//		田	1,060 m ²	//		田	170 m ²	//		田	961 m ²	//		田	959 m ²	//		田	985 m ²	//	堂木	田	1,083 m ²	//		田	622 m ²	//	水流	田	449 m ²	//		田	473 m ²	//	本堂	田	979 m ²	//		田	785 m ²	//	松下	畑	753 m ²	//		畑	1,295 m ²	//		畑	300 m ²
//		田	962 m ²																																																																		
//	梅藪	田	393 m ²																																																																		
//		田	54 m ²																																																																		
//		田	1,060 m ²																																																																		
//		田	170 m ²																																																																		
//		田	961 m ²																																																																		
//		田	959 m ²																																																																		
//		田	985 m ²																																																																		
//	堂木	田	1,083 m ²																																																																		
//		田	622 m ²																																																																		
//	水流	田	449 m ²																																																																		
//		田	473 m ²																																																																		
//	本堂	田	979 m ²																																																																		
//		田	785 m ²																																																																		
//	松下	畑	753 m ²																																																																		
//		畑	1,295 m ²																																																																		
//		畑	300 m ²																																																																		
松元委員	これは孫になるの？																																																																				

事務局	いえ。息子さんです。長男です。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 では、次の案件の説明をお願いします。</p> <p>経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集積計画について。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字窪原・・・ 畑 4,966 m² (申請理由) 規模拡大 (対 価) □□万円</p>
岡元委員	場所はどこ？
前平委員	中堂公園の東側です。
徳弘委員	■■■さんの家の前？
坂元委員	錦原の方よね。
会 長	○○○さんとは？
事務局	就農してだいぶん経ちます。西中坪の。
坂元委員	今まで、借りていたのでしょうか。
事務局	そうですね。規模拡大というよりも、小作地の取得になります。

坂元委員	最適化推進委員からの説明をいい？
事務局	はい。
花田委員	今まで、■■■さんからぶどうや日向夏をやっていた所を借りてやっていたのですが、■■■さんが手放したいという事で○○○さんが買いました。
会 長	これは、■■■さんのみかん畑か？
花田委員	はい。日向夏と横には、ぶどうハウスもあります。今までやっていた所を全て買い取りました。
徳弘委員	本人は、外にも土地を持っているのでしょうか？
事務局	はい。ここもそうですし割付とあと▲▲▲さんの所も買いましたし。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>では、次の案件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番・3番</p> <p>(譲受人) ○○○</p> <p>(譲渡人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字梅木田・・・ 田 715 m²</p> <p>(期間) H29.9.1～H35.8.31</p> <p>(対価) 10a 当り□□千円</p> <p>この土地を○○○さんが借り受け致します。</p>
会 長	△△△さんは四枝の△△△さんだよ。
事務局	はい。

<p>会 長</p>	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 では、次の議案第 33 号農業振興地域整備計画の変更同意の件についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農振地域の除外についての同意の件です。 (所在地) 北俣字梅藪・・・ 田 538 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 一般個人住宅建築のための除外 場所は北俣保育所の西側になるのですが。</p>
<p>坂元委員</p>	<p>農振の除外って。青地から白地には変えられないじゃないの？</p>
<p>事務局</p>	<p>その為の除外。青地から白地への申請です。</p>
<p>徳弘委員</p>	<p>これは、ずっと前にも出てきた案件ですよ。当時も説明があって、許可の採決をした訳ですけど。</p>
<p>事務局</p>	<p>岡元委員から、議案があがった後に話が来たのですが、数年前に農業委員会で駄目だという事で、反対した経緯がありますという事で、やはりここを白で抜かれると、ここから西側が田で、ずっと農振地なのですが、ここが優良農地なのですが、すべて宅地になるのではないかと思っ、反対したと聞いております。</p>
<p>会 長</p>	<p>さっき、事務局が話した通り、あそこは優良農地で、一人が通れば、他の人も、ぞろぞろとなるよね。もう数年前になるけど、反対しました。</p>
<p>徳弘委員</p>	<p>これを許可してしまえば、隣も、隣もとなるのでしょ？それがあって、前回も除外処分を受けなかったのだから。</p>

谷上委員	前に、農振地を除外しても、青地から白地になることはないと言われた事があったよね。除外しても家は建てられないのでは？
海江田委員	後継者が家を建てる場所がないのであれば、許可をしないとイケないのでは？
徳弘委員	自分の畑の中に隣接していれば、という話で事後案になって、許可するけれど、全く違う所で。耕作自体も本人はしていないよね。
日高委員	お父さんじゃないかな。お父さんがされています。
徳弘委員	隣は、▲▲▲さんだよ。
日高委員	そうです。西側の方です。だから、そういう人達の許可はもらわなくてもいいのですか？
事務局	いや、勿論。転用の時にはもらわないとイケないのだけれど。
徳弘委員	今本人はどこに住んでいますか？町営住宅？県外？
徳弘委員	いくつ位ですか？
花田委員	35才です。自分と一緒になので。
徳弘委員	綾にはいないの？
事務局	いえ。綾に帰ってきています。住宅かどこかに。
徳弘委員	勿論自分の土地だからね。そういう意味もあるのだろうけれど、農地法で照らし合わせた時に。
徳弘委員	これは、何年前くらいですか？申請が出たのは？
前平委員	もう、2～3年前くらいじゃないかな。
会 長	前の時には、▲▲▲さんが出したよね？

徳弘委員	その前。たしか、3年前。おそらく今回、7月に農業委員が変わったからじゃないかなと思っているのだけど。
海江田委員	おそらく、前は長男の方の名義にする為に申請したと思います。
松元委員	それじゃ、許可出したらいけないでしょう。
坂元委員	ていうか、許可出せません。
徳弘委員	事務局はどうなの？
事務局	それは、優良農地です。
坂元委員	ここは、色分けしているのでしょうか？農振か農振除外か。青・白で。
谷上委員	でも、個人的に言ってきて、町が言った訳ではないよね。
坂元委員	でも、色分けした時点で、除外できる場所ではないよね。
会 長	これは保留にして、事務局から県に確かめてもらいましょう。
徳弘委員	基本的には、事務局判断で、前回からあがっていた問題で、その時から許可できないという事で、申請者サイドには止めておいた方がいいですよ。保留ではなく、反対でいいのでは。
会 長	それでは、この〇〇〇さんの件につきまして、賛否を取ります。 賛成の方、挙手をお願いします。 (挙手者なし) 挙手なしという事で、今回は否決で決定いたします。 では、次の説明をお願いします。
事務局	(所在地) 南俣字大谷・・・ 畑 4,226 m ² (うちの 839 m ²) (申請者) 〇〇〇

	(変更理由) 農家住宅、農機具置場、駐車場建設のための除外場所につきましては、尾立の水久保の一番奥です。
徳弘委員	ここは、もう出来ているのでは？
事務局	いえ。まだ出来ていません。
徳弘委員	青地なの？
事務局	はい。青地を除外したいようです。△△△さんという方が買われて、半分をこの〇〇〇さんに譲り渡したみたいです。農地は荒れかけているのですが、農作物を作っても、有害鳥獣にやられるところで、今現在、この〇〇〇さんは城の横の■■■さんの家を借りられているようですが、あまり長く借りられないので、出来れば、イノシシ等が来るものですから、畑の近くに家を構えたいとの事です。
徳弘委員	これは、この人の土地？
事務局	はい。この人の土地です。3条を出して、許可になっています。
松元委員	ちょっとわからないのだけど。土地に対して何%はいいの？
事務局	農家住宅は1,000㎡まで。一般住宅は500㎡まで。
徳弘委員	家を建てても気づかないような所だから、申請された事だけは、ちゃんと許可をしないとイケないよね。 建設の計画はあるの？
事務局	あるには、あります。自分で家を建てるので、金額も、ものすごく安いです。だから、借入金も少ないみたいです。
会 長	以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

事務局	<p>全員賛成で許可することに決定いたします。 次に非農地証明があがって来ておりますので、説明をお願いします。</p> <p>後日、追加で送付いたしました非農地証明です。 (申請者) ○○○ (申請地) 北俣字本堂・・・田 125 m² (申請理由) 宅地の一部となっていた農地を非農地として証明を もらいたいという事で申請があがっております。</p>
会長	<p>ここは現在、何も建っていないの？</p>
日高委員	<p>みかんの木があるぐらいです。で、ここに家を作られるみたいです。</p>
会長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 それでは、次に、埋立届の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(申請者) ○○○ (申請地) 南俣字永田・・・田 2,547 m² (埋立理由) 石が出るため、埋め立てて畑として利用したい (埋立時期) 許可あり次第 一応、近隣の許可はおりにているみたいです。</p>
松元委員	<p>○○○さんから連絡があり、事務局が言った通り、田を作りたいが、砂利がそうとう出てくるという事で、前の道路側に芋などを植えていましたが、申請が出ている土地も埋め立てて畑として使いたいという事でした。それと、手前の嵩上げがしてある所と田の境に県指定の楠木があるのですが、これは県指定が外れていて、今回、抜いて、畑にするという事です。以上です。</p>
会長	<p>この木が立っている所も、田の面積に入るの？</p>

松元委員	はい。
徳弘委員	これ、東側の■■■さんの土地には影響はない？
大島委員	一応、1メートルぐらい上げて、泥や土で。■■■さんの許可も貰っているみたいです。稲を刈った後、埋め立てをするみたいです。
大島委員	ちなみに、ここは白地？
事務局	手前は白地だけど、埋め立てる所は青地です。
徳弘委員	埋め立てられて、宅地になるのが前提とすれば、そこら辺も考えてかないといけませんよね。
事務局	そうですね。正直、ゆくゆくはそうなるのではと思います。
徳弘委員	でも、現状はまだ青地のままあると。
事務局	そうですね。耕作をして貰わないと。
会 長	以上のようなのですが、埋め立ての件で何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 では、次をお願いします。
事務局	次回の定例会につきましては、9月25日(月)の13時30分から開会をしたいと思います。よろしくをお願いします。
会 長	以上をもって議案審議は終わらせていただきます。

この議事録は、平成29年8月28日開催の第8回農業委員会の議事録に相違ありません。

会 長 日高 憲治

議事録署名委員 谷上 政広

議事録署名委員 松元 秀明